

民暴弁護士による身近な 法律相談

Q & A

担当弁護士

福岡西法律事務所

伊藤 拓 弁護士

〒819-0062

福岡市西区姪浜駅南1丁目6-24

高辰ビル2階



Q

先日、車の運転中によそ見をしていて、追突事故を起こしてしまいました。相手方にすぐに謝罪をしたのですが、相手方は暴力団のような見た目で、その場で小一時間説教をされました。警察を呼んだら後々面倒なことになるから、呼ばないようにと言われました。どのように対応すれば良いのでしょうか？

A

1 心構え

相手方が暴力団のような見た目であり、かつ、責任がこちらにあったとしても、必要以上に恐れてはいけません。責任があるからこそ、警察に届け出るなどドライバーとしてやるべきことをきちんとやる必要があります。損害賠償についても相手方に生じた損害を確認した上で、保険会社などを通じて適切な賠償額を支払えば良いのです。相手方を過度に恐れてしまい、相手方のペースに巻き込まれて不当な要求をされないように注意しましょう。

2 警察への届出

交通事故を起こした場合には、直ちに最寄りの警察署に届け出なければならないとされています(道路交通法72条1項)。例え物損だけに過ぎない事故であったとしても、警察署に届出をしなければ違法となりますので、相手方を弱みを握らせることになってしまいます。届出をしなくてよい交通事故はありません。交通事故を起こしたらすぐに警察署に届け出るように心がけておきましょう。

3 直接面会を求められたら

暴力団との関係をちらつかせて、直接事務所や自宅まで来て謝罪をするように求められることがあります。こちらが加入している任意保険会社の担当者が決まっているにも関わらず、直接連絡を取ってくるような場合には、自分の判断で面会することはせずに、任意保険会社の担当者に相談するとともに、予め福岡県暴追センターや暴力団対応に精通している弁護士に相談しましょう。

4 念書を書くように要求されたら

交通事故の現場などで、「責任はお前にあるのだから、損害を全額賠償することを約束する念書を作成しろ」と言われる場合があります。損害額を全額賠償することを約束する念書は、賠償の範囲が不明確であり、法的効力があるかは不明ですが、後々念書を盾に不当な要求が繰り返されることとなりますので、念書などの書面は絶対に書かないようにしましょう。

5 交通事故の現場でお金を要求されたら

交通事故の現場で「50万円支払ったら終わりにしてやる」と言われる場合があります。これには絶対に応じてはいけません。50万円を支払えば、その後も金額をつり上げて請求が続くことが想定されますし、50万円がどのような損害に対する賠償なのかがはっきりしていません。現場で支払ったこともうやむやにされるおそれもあります。損害賠償は、保険会社を通すなどしかるべき手続をした上で、支払いましょう。

6 福岡県暴追センターの無料相談をご利用ください

福岡県暴追センターでは月に2回、暴力団やクレーマーに関するトラブルなどへの無料相談窓口を開設しています。暴力団対応等に精通した委員や民暴対応に精通した弁護士が丁寧にお話を伺って、適切な対応をアドバイスします。是非ご利用ください。